

○岡山市保健福祉会館駐車場及び岡山市分庁舎駐車場条例施行規則（抜粋）

（使用料の減免）

第7条 条例第3条第3項に規定する使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が駐車するときは、半額とすることができる。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する自動車税又は軽自動車税の減免措置を受けている自動車を自らが運転し、又は生計を一にしている者の運転する当該自動車に同乗し駐車するとき。

（2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者が、自ら自動車を運転し、又は介護者の運転する自動車に同乗し駐車するとき。

（3） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、特別項症、第一項症又は第二項症に該当する者が、自ら自動車を運転し、又は介護者の運転する自動車に同乗し駐車するとき。

（4） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する判定書の交付を受けている者のうち、岡山市における療育手帳Aに該当する判定書の交付を受けている者が、介護者の運転する自動車に同乗し駐車するとき。

（5） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が、介護者の運転する自動車に同乗し駐車するとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、出場時までその旨を使用した駐車場の管理をする者（市から当該駐車場の管理の委託を受けた者及び当該駐車場内に設置された電話機から繋がるコールセンターを含む。）に口頭で申し出た上で、該当する手帳又は判定書の提示を行わなければならない。

3 第1項に掲げるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。